

認定鳥獣捕獲等事業者制度

ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣が、生息数の著しい増加や分布域の拡大により、生態系や農林業に深刻な被害を与えている地域においては、適正な個体群管理を図るため、捕獲等を強化し、生息数を適正な水準に減少させ、又は生息地を適正な範囲に縮小させる必要がある。

一方、近年、鳥獣の捕獲等の担い手となる狩猟者の減少・高齢化が急速に進んでいる。狩猟者の大多数は余暇やボランティアとして鳥獣の捕獲をしており、専業で捕獲等に従事する者は少数であり、従来の狩猟者や有害鳥獣捕獲等の体制だけでは、捕獲等の強化への対応が難しい場合もある。

このため、平成 26 年の法改正により、主に公的な捕獲等の事業において安全を確保して効果的な捕獲等を行い円滑な業務を実施できる担い手を育成・確保するため、鳥獣の捕獲等に専門性を有し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者が実施する事業を都道府県知事が認定できることとする認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設した。

これらの趣旨を踏まえ、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、鳥獣の捕獲等の担い手の育成・確保に努めるものとする。

1. 認定の申請

(1) 都道府県知事は、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者に対して、法第 18 条の 3 に規定する申請書に、施行規則第 19 条の 2 第 2 項に規定する添付書類を添えて、認定を受けようとする都道府県知事に提出するよう、都道府県の広報機関等を通じて周知するものとする。申請書及び添付書類の様式については、別記様式 2-1 から 2-7 を参考とする。

(2) 認定の申請は、一の法人につき一の申請とし、一の法人が複数の認定を受けることはできないものとする。一の法人が、鳥獣捕獲等事業において複数の方法により捕獲等をする又は複数の鳥獣の種類を対象にする場合においては、捕獲等をする方法ごとに対象とする鳥獣の種類を定めて申請をさせ、認定するものとする。捕獲等をする方法については法定猟法のみを認定の対象とし、申請に当たっては、法定猟法の区分に従って、「装薬銃」「空気銃」「わな」「網」から選択するものとする。なお、認定を受けた場合であっても、認定を受けた猟法以外の方法により捕獲等を行う場合においては、認定鳥獣捕獲等事業には該当しないこととなる。認定の対象とする鳥獣の種類については、対象としようとする一又は複数の種名を記載するものとし、法第 80 条の規定により法の適用除外とされている鳥獣は対象としない。

(3) 申請書の提出先については、申請者が、主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事のいずれかを選択する。なお、鳥獣捕獲等事業とは鳥獣の捕獲等をする事業を指し、鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等とは、申請者である法人が鳥獣捕獲等事業として、発注者との契約等に基づき行う個別の業務としての鳥獣の捕獲等を指す。

なお、鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域として申請書が提出された場合であって、主たる地域に該当するかの判断がつかない場合においては、必要に応じて当該都道府県内における実績や鳥獣の捕獲等の実施の見通しに関する書類等を求める等により判断することが考えられる。

2. 認定の審査

(1) 認定を受けることができる鳥獣捕獲等事業者

①鳥獣捕獲等事業者の組織形態

認定を受けることができる者については、従来の許可捕獲や登録狩猟のように個人としてではなく、組織として、契約に基づき、十分な安全管理体制を確保しつつ、一定の技能及び知識をもって効率的かつ確実に責任をもって鳥獣の捕獲等を遂行する観点から、法人に限定している。よって、法人格のある団体等しか申請者になることができないため、法人格を持たない団体等や法人の支社、支部等の組織は、申請者になることができない。

②鳥獣捕獲等事業者の従事者

ア 事業管理責任者

事業管理責任者とは、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業が適切に実施されるよう、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任を有し、かつ、事業従事者に対して研修を実施する責任を有することから、認定を受けた鳥獣捕獲等事業全体を統括し、監督する権限を有する者である必要がある。このため、常勤・非常勤は問わないが、申請者が自己の雇用している者の中から選任することとしている。よって、申請者と雇用関係を有しない者（代表者や役員等であって雇用関係を有しない者を含む。）については、事業管理責任者となることはできない。事業管理責任者の責務を遂行するに当たっては、事業管理責任者が実際に鳥獣の捕獲等に従事するか否かに関わらず、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理及び鳥獣の捕獲等に関する技能及び知識を有する必要があることから、申請する鳥獣捕獲等事業において用いる全ての猟法の種類の狩猟免許を有するとともに、安全管理講習、技能知識講習及び（夜間銃猟をする場合は）夜間銃猟安全管理講習を修了し、救急救命に関する知識を有していなければならない。

なお、事業管理責任者についても、捕獲従事者の各要件を満たす場合は、捕獲従事者に含めて申請をすることができる。

イ 捕獲従事者

捕獲従事者とは、鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者であり、法定猟法により鳥獣の捕獲等を行う行為を行う者が該当する。

指揮命令系統の確保を含め、事業の安全な遂行の観点から、捕獲従事者と申請者の間に何らかの雇用関係等があることが望ましい。

捕獲従事者は、鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが従事しようとする猟法に係る全ての狩猟免許を有し、安全管理講習及び技能知識講習を修了していることを認定の基準としている。さらに、夜間銃猟を含む事業の認定を受ける場合にあつては、夜間銃猟において鳥獣の捕獲等をする者（射手）として、夜間銃猟安全管理講習を修了し、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能の要件を満たす捕獲従事者を含めることが必要となる。

さらに、銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあつては、現に銃器を使用する捕獲従事者が自らの有する狩猟免許の種類に応じた銃器を所持している必要がある。なお、施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 7 号に定める許可証の写しについては、現に銃を所持していることを確認するものであることから、写真、本人に関する情報、許可証番号及び交付年月日等が記載されたページ及び少なくとも鳥獣捕獲等事業で使用する 1 種類以上の現に所持する銃の種類等が記載されたページの写しを提出すること。

救急救命講習については、捕獲従事者のうち、半数以上の者が修了している必要がある。また、全ての捕獲従事者が損害賠償保険等（保険金額が銃猟にあつては 1 億円以上、わな・網猟にあつては 3,000 万円以上のものに限る。）の被保険者等であることが必要となる。

なお、施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 13 号に規定する損害保険契約書の写しについては、契約の契約者、被保険者、契約期間及び契約内容（保険金額を含む）が分かるページの写しを提出すること。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年環境省令第 3 号。以下「整備省令」という。）附則第 2 条の規定により読み替えて適用する施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 13 号に基づき、認可特定保険業の共済事業の被共済者であることを証する書類は狩猟者登録の際に用いる様式（平成 27 年 5 月 20 日付け環自野発第 15052002 号自然環境局野生生物課長通知 VI 様式第 7 号の狩猟災害共済事業被共済者証）を用いることができるものとする。

ウ 事業従事者

事業従事者とは、「鳥獣捕獲等事業に従事する者」全体を指し、アの事業管理責任

者やイの捕獲従事者を含む。ア・イ以外の者としては、鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務を行う者等を含む。

なお、申請者は、認定申請時に提出する捕獲従事者名簿に事業従事者を記載する必要はない。ただし、事業従事者は各講習を修了するよう努める必要がある。また、事業管理責任者は、安全管理規程を事業管理者へ周知徹底し、遵守させる責務を有し、事業従事者に対する研修を実施するよう努める責務を有する。

(2) 安全管理体制

①安全管理規程

施行規則第19条の2第2項第4号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程については、以下の点に留意して、ア～カに掲げる事項を記載するものとなるよう申請者に指導すること。なお、安全管理規程については環境省が作成した講習テキストに掲載した様式例を参考とすること。

ア 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

申請者が行う鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図を記載するとともに、指揮命令系統を明確にすること。

連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示すこと。加えて緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載すること。なお、業務ごとに従事者の役割分担や、連絡先等が変わることが想定されるため、個別の従事者や警察署や病院名等を記載する必要はない。

なお、対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成すること。

イ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順や人員配置等に関する考え方を記載すること。

また、鳥獣捕獲等事業を実施する際、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針を記載すること。なお、救急救命に関する知識を有する事業従事者を、原則として現場に複数配置することが望ましく、少なくとも1名は配置し、傷病者に対応できる体制を有すること。

ウ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

(a) 銃

安全管理の観点から、銃の定期的な点検に関する計画(点検方法及び頻度を含む)、銃の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項(脱包の確認、矢先の確認、安

土の確保等) について記載すること。

(b) 網・わな

安全管理の観点から、網・わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）、網・わなの取り扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）について記載すること。

エ 銃器を使用する場合にあっては、次の(a)及び(b)に掲げる事項

(a) 射撃場における射撃を捕獲従事者に1年間に2回以上実施させることに関する事項

安全管理の観点から、射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載すること。

なお、全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上実施するよう規定する必要があるが、射撃練習の実施頻度及び内容については、捕獲従事者や業務内容ごとに適切な回数が異なると考えられ、また、住所地と射撃場との距離によって鳥獣捕獲等事業者の負担が異なること等に留意し、適切な頻度及び内容を定めること。

(b) 銃器の保管及び使用に関する事項

安全管理の観点から、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載すること。

なお、捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合にあっては、「平成27年3月24日警察庁丁保発第70号 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用に関する取り決めを遵守することについて記載すること。

オ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

鳥獣の捕獲等においては、野外活動に危険を伴い得ること、猟具の使い方を誤ると人等に危害を及ぼし得ること、鳥獣の殺傷により精神的な負担を生じ得ること等から、事業従事者の心身の健康状態を把握し、良好に保つよう努めるとともに、鳥獣の捕獲等に従事することが適当ではないと認められる場合においては従事させないことが必要である。このため、事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握することとし、その頻度及び方法について記載すること。

なお、法第51条第2項ただし書に規定する「必要な適性を有することが確認された者」については狩猟免許更新時の適性試験が免除される。具体的には、施行規則第52条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を有することを確認する必要があることから、その確認の実施方法や実施内容について規定すること。「必要な適性を有することが確認された者」であることを示す書面の様式については、別記様式2-14を参考

とする。

なお、鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努めるよう留意すること。

カ その他必要な事項

必要な事項を記載することとし、例えば、安全管理のために必要な基本的な装備や、無線や衛星電話の使用に関する取り決め等を記載することが考えられる。

②安全管理講習及び技能知識講習

安全管理講習及び技能知識講習においては、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用し、環境省が作成した講習実施要領に従って、適切な講師を選定して実施するものとする。当面の間は環境省が実施するほか、申請者自ら、又は、外部団体、都道府県及び各種の学校等が実施することが想定される。環境省以外の者が実施する場合においては、環境省が作成した講習テキストの内容に準じ、以下のア（技能知識講習）の科目について合計5時間以上、イ（安全管理講習）の科目について合計5時間以上実施すること。

ア 技能知識講習

- (a) 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理（鳥獣の生態を含む。）
- (b) 鳥獣の保護又は管理に関連する法令（鳥獣保護管理法及び関係法令）
- (c) 認定鳥獣捕獲等事業者制度
- (d) 鳥獣捕獲等事業における捕獲手法

イ 安全管理講習

- (a) 鳥獣捕獲等事業の工程管理
- (b) 鳥獣捕獲等事業における安全確保（猟具の安全な保管及び使用を含む。）

講習の実施者は、講習実施後に環境省が作成した習熟度確認テストを実施し、修了証を発行する。修了証については環境省が作成した講習実施要領に掲載した様式例を参考とすること。一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は申請者が習熟度確認テストの結果の解説等により補習し習熟度の向上を図るよう努めることとする。

講習については複数の講習実施者により分割して実施しても構わない。その場合においては、講習実施者ごとに修了証を発行することができるが、講習実施者により分割又は一括して全ての講習項目について習熟度確認テストが実施されるよう留意すること。

都道府県知事は、修了証によって講習の修了を確認するものとするが、必要に応じて講習が適切に実施されたかを確認するため、実施方法、内容及び講師等について必要な資料を申請者に求めることが考えられる。講習については申請前3年以内に修了したものとする。

なお、「当該講習を修了した者と同等の知識を有する者」については、同様の全ての講習を受講したものとみなすことができるが、これは、環境省が作成した講習テキストの

内容に照らして、同様の全ての知識等を習得していると認められるもので、例えば、大学等が実施する資格や講座、認証制度等が想定される。なお、この場合、その資格や認証等を証する書類を提出する必要がある。

③救急救命に関する知識

救急救命に関する知識については、心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む救命講習を受講し、その修了証等を有している必要があり、例えば、消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習等が該当する。申請者が自ら救命講習を実施する場合は、実施報告書等により適切な内容を実施したことを確認することとする。

なお、施行規則第19条の2第2項第8号に規定する救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類については、有効期限が定められている資格等の場合においては、原則として有効期限内のものであることとし、再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合においては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講していることを要することとする。

(3) 夜間銃猟をする際の安全管理体制

夜間銃猟を含む鳥獣捕獲等事業の認定の申請をする場合においては、次の①～③についても審査を行うこと。

①夜間銃猟をする際の安全管理規程

施行規則第19条の2第2項第4号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に夜間銃猟をする際の安全管理について追記するか、又は夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を別途作成すること。

夜間銃猟をする際の安全管理規程については、以下の点に留意して、施行規則第19条の5第1項ロ～ホに掲げる事項を記載するものとなるよう申請者に指導すること。

ア 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

(2) ①アにおいて安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃猟をする際に対応した事項を記載すること。

イ 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項

(2) ①アにおいて安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃猟をする際に対応する事項を記載すること。夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項として、昼間の下見と安全確認等の実施、脱包の確認、矢先の確認、獲物の確認、バックストップ（安土）の確認の方法（作業手順）や体制等、夜間銃猟における安全を確保するための具体的な取決めを記載すること。

ウ 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法

夜間銃猟をする際の住民への事前の周知や実施区域周辺における立入制限等に

関する案内、誘導等については、業務ごとに業務発注者である都道府県又は国の機関と調整の上決定することとなるが、基本的な考え方や手法について、夜間銃猟安全管理規程に記載すること。

エ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（特に視力）

視力は、一般に暗い場所では低下することから、夜間銃猟をする者が適当な水準の視力を有し、かつ、暗所において視力が低下し、夜間銃猟に著しい支障をきたすような病気等を持たないことについて、健康診断等により定期的に把握して、夜間銃猟をするに当たって適当ではない視力と判断された者には夜間銃猟をさせないことを記載すること。

オ その他必要な事項

必要な事項を規定すること。夜間銃猟の実施に当たって、基本的な人員配置や道具の準備に関する申請者内の取決め等を記載することが想定される。

② 捕獲従事者の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能

夜間銃猟に係る捕獲従事者については、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が以下の要件を満たす必要があり、認定申請時に審査を行うこと。添付書類の様式については、様式2-4①～③を参考にする。

ア 射撃技術

夜間銃猟作業計画において、あらかじめバックストップや着弾点の範囲を確認し、使用する銃や銃弾の種類、射撃場所及び射撃方向、視認性を確保する方法、安全管理体制、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策等を定め、これに従って夜間銃猟をすることとしている。しかし、夜間においては昼間よりも視認・識別しづらいことから、想定外の方向に銃弾が誤って発射された場合においては、危険が増大することと予想される。さらに、確実に対象個体を捕獲等できなかった場合は、いわゆる追い矢を想定外の方向に放つ事故や、捕獲個体の回収時の事故、警戒心の高い個体を増加させること等が懸念される。このため、夜間銃猟において安全を確保するためには、射手が確実に想定した方向に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが重要である。

このため、射撃について相当の技能、夜間銃猟で一般的に想定し得る射撃方法において、対象個体から外さないために必要な技能を求める。なお、夜間銃猟については、現在知見が乏しく、今後、技術開発や事例の蓄積がなされていくものであることから、射撃方法を限定していないが、必要な技能については、海外の先進的な管理捕獲における射手の基準の事例を参考に、ニホンジカの頭頸部に確実に銃弾を命中させることを仮定して定めた。

射撃場において、適切な制限時間内に5回以上の射撃を行い、標的の中心から2.5cmの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。使用する銃の

種類は問わないものとする。

射撃については、実際の捕獲等の現場において実施する状況に近い条件で行うこととし、射撃姿勢については立射、膝射、伏射、肘射等の射撃姿勢を自由に選択するものとし、選択した射撃姿勢について簡易な依託射撃を可能とする。なお、簡易な依託射撃とは、実際の捕獲等の現場において実施し得る依託射撃とし、銃身を架台、土のう又は銃身に取り付けて持ち運べる簡易な補助具（いわゆるモノポット、バイポット等）等については認めるものとするが、銃を完全に固定する方法（いわゆるベンチレストやガンレスト等で銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めない。また、銃を安定させるために腕に絡めて使用する負革についてはその使用を認めることとする。

以上の要件については、射撃の技能を証明するに当たって適切な者による証明書によって確認をするものとし、当面は環境省が夜間銃猟安全管理講習を実施する際に併せて適切な者として証明書を発行するものとする。なお、同等の技能を有するとして、射撃に関する関係団体からの推薦を有する者においては、この限りではない。この場合、推薦書には、過去1年以内に参加した射撃に関する大会において以上の要件と同等の技能を有すると判断される成績を取めたことがわかる書類を添付すること。

イ 捕獲等の実績

夜間銃猟は、鳥獣を対象とするものであることから、対象鳥獣の捕獲等に係る経験及び実績を求めることとする。相当の実績とは、申請前3年間に於いて第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持しており、申請前3年以内に銃猟により指定管理鳥獣の捕獲等をした十分な実績を有することとする。なお、「十分な実績」とは地域や捕獲等の方法、事故実績等に応じて判断することとする。

ウ 人格識見

夜間銃猟においては、あらかじめ決められた場所や方法により、安全が確実に確保された状況でのみ発射することとしているが、事前の計画どおりに夜間銃猟の体制を整備していたとしても、夜間銃猟の射手においては、安全に発射できるかについて、発射直前の天候等の環境条件や対象個体の動向等から、総合的に判断しなければならない。このため、夜間銃猟をする際の安全を確保するには、危険な状況では発射しない判断を適確に行うことが重要である。よって、夜間銃猟をする者として相当な人格識見とは、危険な状況では発射しない判断力や自制心である。これについては、所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を推薦することとし、推薦書を提出させること。なお、代表者自身が夜間銃猟をする場合は、法人に所属する以外の者で銃猟免許を有する適切な推薦人を立てて推薦書を得ること。

③夜間銃猟安全管理講習

夜間銃猟安全管理講習については、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用し、環境省が作成した講習実施要領に従って、適切な講師を選定して、以下のアについて2時間以上実施するとともに、イとして3時間以上の実習を実施すること。講習実施後に習熟度確認テストを実施し、修了証を発行する。

ア 夜間銃猟における安全確保（法制度等、銃器の安全な取り扱い、視力の特性等）

イ 夜間銃猟安全管理実習（銃器の安全な取り扱い、模擬的な夜間銃猟の実施等）

なお、求められる知識が専門的かつ重要であることにかんがみ、当面は環境省が実施する講習会を修了することとする。

夜間銃猟安全管理講習の修了については、講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類によって確認することとなるが、各捕獲従事者について、申請前3年以内に受講したものであることが望ましい。

（4）研修

都道府県知事は、認定の際、研修の内容が法第18条の5第1項第4号に規定する基準に適合するものであるかどうかについて、研修に関する計画書の内容を確認し、その研修が全ての捕獲従事者に対して毎年5時間以上実施されること、研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであるかどうかを審査し、必要に応じて研修計画を改善するよう指導すること。

認定の有効期間の更新の申請をする場合においては、前回認定を受けた後3年間の研修の実施状況に関する報告書を提出させ、その内容を確認する。

研修の内容としては、安全管理講習、技能知識講習及び（夜間銃猟をする場合は）夜間銃猟安全管理講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得る必要がある事項等について実施するものとし、申請者が鳥獣捕獲等事業の内容や組織の実態に応じて、適切な事項を定めるものとする。なお、改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確実に研修事項の中に含めるよう指導すること。申請者が外部の講師を招いて自ら実施するか、他の団体が主催する講習等を受講する等により、研修とすることができる。また、研修の実施方法形態については、座学、実技練習及び現場研修など、様々な形態が想定される。習熟度の確認は必ずしも求めない。

（5）その他の基準

①申請者の捕獲等の実績

契約に基づき鳥獣の捕獲等に関する業務を実施できることを審査するため、認定を受けようとする法人が、申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣種

の捕獲等を適切に実施した実績を求めることとしている（例えば、ニホンジカの銃猟及びイノシシの銃猟の認定を受ける場合は、ニホンジカの銃猟及びイノシシの銃猟の実績が必要となる。）。

実績は、認定を受けようとする法人の実績であり、当該法人が組織的に実施したと認められるものである必要がある。当該法人が組織的に実施するとは、当該法人の鳥獣捕獲等事業として位置付けて、原則として発注者からの依頼を受けて捕獲等を実施することを指す。捕獲従事者が個人として行った捕獲等の実績（趣味としての狩猟や自らの農作物を守るための自衛のための捕獲等）は当該法人の実績として認められない。

このため、当該法人が発注者との契約に基づき法第9条の捕獲許可を受ける等により捕獲等をした実績を積むことが望ましいが、現状そのような捕獲等が実施されている事例が少ないことから、そのような捕獲等以外のものであっても当該法人が組織的に捕獲等を実施したということが実質的に認められる場合にあっては、実績として認めても差支えない。

例えば、当該法人以外の団体の鳥獣捕獲等事業に個人として参加して実施した捕獲等については、原則として当該法人の実績としては認められないが、当該法人が当該捕獲等に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それらの者の中の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に当該法人が組織的に実施したと認められる場合においてはこの限りではない。また、新規に法人を設立した場合は、原則として、その構成員が以前所属していた団体において実施した捕獲等を新たな法人の実績とすることはできないが、新たな法人が実質的に以前の団体の後継かつ同等の組織と認められる場合や、新たな法人の構成員のうち相当数が鳥獣捕獲等事業において構成員の中の指揮命令のもと、共同で捕獲等をした実績を有する場合においてはこの限りではない。

実績については、業務の目的は問わないため、鳥獣の管理の目的のほか、学術研究目的、鳥獣の保護の目的その他の目的であっても構わない。業務として実施した捕獲等であれば、法第9条に基づく捕獲許可が不要な捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業等）や登録狩猟として実施した捕獲等でも構わない。

実績の確認様式は、様式2-5を参考にするものとする。事業を適切に実施したかどうかについては、事故・違反がなく、計画どおり事業を遂行したか否かをもって判断するものとする。

なお、捕獲等の実績は申請前3年以内に少なくとも1件の実績があればよいこととする。ただし、申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を提出させることとしており、申請者内でその改善措置が十分に行われていることが報告書等により確認できない場合は、1件以上の実績があつたとしても、適切に実施されたと認めないものとする。

②役員等が施行規則第19条の8第3号イからホに該当しない者であること

申請者の役員及び事業管理責任者（以下「役員等」という。）が施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでのいずれにも該当しない者であることについては、誓約書によって確認することとする。なお、全ての役員等を都道府県警察に照会し、確認することは想定していないが、疑義が生じた場合や個別に疑わしい情報がある場合等においては、必要に応じて犯歴については市町村に、施行規則第 19 条の 8 第 3 号イ及びロの暴力団排除に関する条項への該当性については都道府県警察に照会すること。役員等が施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでのいずれかに該当する場合においては、認定基準を満たさない。

なお、施行規則第 19 条の 8 第 3 号ホに規定する「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、例えば、株式会社において株主としてその事業活動を大きく左右することができる立場の者に暴力団員等が含まれる法人をいう。

③捕獲従事者の人数の要件

認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県等が発注する鳥獣捕獲等事業を受注し、契約に基づいて、一定の期間、一定の地域で円滑かつ組織的に業務を行うことが求められる。このため、業務として契約に基づき捕獲等を安全かつ効率的に遂行するため、1つの捕獲現場に捕獲従事者を2人以上配置できる体制をとり、かつ、複数の捕獲現場や一定の期間で継続して実施できる体制を有することが望ましいことから、2人以上のグループを複数有することを想定し、原則として4人以上の捕獲従事者を確保することができる体制を有することとした。

また、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ヒグマ及びツキノワグマを対象とする装薬銃を用いた業務を実施する場合は、安全かつ効率的に業務を遂行するためには、より多くの捕獲従事者を捕獲現場に配置する必要があると想定されるため、1つの捕獲現場に捕獲従事者を5人以上配置できる体制をとり、かつ、複数の捕獲現場や一定の期間で継続して実施できる体制を有することが望ましいことから、原則として10人以上の捕獲従事者を確保することのできる体制を有することとした。

ただし、適切に捕獲等を実施した十分な実績を有する申請者については、人数が上記の数に満たなくとも、効率的かつ組織的な捕獲等が可能となる体制を有すると認められる場合には、当該要件に適合しているものとする。

なお、わな猟による鳥獣捕獲等事業において、止めさしのためだけに銃を用いる場合において、原則4人以上という要件が適用される。

3. 認定の実施

(1) 認定証

認定証の番号は「都道府県名」＋「第<算用数字（3桁程度）>号」（例：〇〇県第〇〇1号）とし、変更の認定や有効期間の更新があっても、認定証の番号は変更せずに同じ番号

を使用することとするが、認定を受けた都道府県以外の都道府県において有効期間の更新を行う場合は、当該都道府県において新たな番号を付すこととする。

また、施行規則第 19 条の 9 第 3 項の規定に基づく再交付の申請、施行規則第 19 条の 9 第 5 項の規定に基づく亡失の届出の申請書については、様式 2-8 を、法第 18 条の 7 第 3 項の規定に基づく名称、住所又は代表者の氏名の変更届出については様式 2-10 を参考とするものとする。

(2) 認定の公示

認定の効力は全国に及ぶことから、認定をした場合は、認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名及び夜間銃猟の基準に適合する場合はその旨について、公示すること。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者台帳の作成

都道府県知事は、認定を行った鳥獣捕獲等事業者について、様式 2-15 を参考に、認定鳥獣捕獲等事業者台帳を作成するものとする。

(4) 環境省への報告

認定鳥獣捕獲等事業者について都道府県間の情報共有を図るため、認定をした都道府県の担当部局は、認定の度に随時、下記のア～キの情報を認定鳥獣捕獲等事業者台帳によって当局野生生物課鳥獣保護管理室へ報告するものとする。報告の後、鳥獣保護管理室が、その情報を取りまとめ、適宜、全都道府県と共有するとともに、ア、イ、オ及びキの内容並びに認定を受けた都道府県名を、ウェブサイト等で公表する。

ア 認定証の番号及び交付年月日

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者の連絡先

エ 事業管理責任者の氏名

オ 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法

カ 鳥獣の捕獲等をする方法ごとの捕獲従事者の人数

キ 夜間銃猟に係る認定を受けた場合はその旨

4. 認定鳥獣捕獲等事業の維持

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合するように維持していないと認められる場合においては、事業管理責任者等を通じて、認定鳥獣捕獲等事業の維持を図るよう指導するものとする。また、必要に応じて、認定をした都道府県が、法第 75 条第 1 項に基づく報告徴収若しくは同条第 4 項に基づく立入検査又は法第 18 条の 6 第 2 項に基づく措置命令を活用し、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合さ

せるための必要な措置を実施するものとする。

例えば、認定を受けた事業において、事業管理責任者がその責任を怠っていると認められた場合にあっては、認定基準に適合していないことと認め、措置命令の対象とすることができる。また、捕獲従事者や事業従事者が安全管理規程に反して重大な事故を起こした場合や、事業従事者の各講習の修了や研修の受講等に係る努力義務を明らかに怠った結果、著しく事業の安全性を損なう事態を招いた場合にあっては、認定基準に適合していないことと認めて措置命令の対象とすることができる。さらに、役員等が施行規則第19条の8第3号イからホまでのいずれかに該当することが新たに判明した場合であっても、措置命令の対象とすることができる。

なお、原則として、認定をした都道府県知事が認定鳥獣捕獲等事業の維持のために必要な措置を実施することとなるが、自らの都道府県外で実施される鳥獣捕獲等事業については、把握することは難しい。従って、他の都道府県で認定をされた認定鳥獣捕獲等事業者が認定鳥獣捕獲等事業を行う場合において、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合するよう維持していないと考えられる場合、認定をした都道府県に情報共有するものとし、認定をした都道府県は、情報共有をした都道府県と連携して、必要な措置を実施するものとする。

5. 変更の認定等

(1) 変更の認定

① 変更の認定が必要な場合

認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、以下のア～カを変更する場合は、改めて基準への適合を審査する必要があるため、事前に認定を受けた都道府県知事に変更の申請を行う必要がある。

ア 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類を変更する場合であってその追加を伴うもの（例えば、これまでニホンジカのみを対象として認定を受けており、新たにイノシシについても認定鳥獣捕獲等事業として捕獲等しようとする場合、対象をニホンジカからイノシシに変更する場合等）、又は、鳥獣の捕獲等の方法を変更する場合であってその追加を伴うもの（例えば、これまでニホンジカについて銃猟のみで認定を受けており、新たにわな猟についても認定鳥獣捕獲等事業として実施しようとする場合に、方法を銃猟からわな猟に変更する場合等）が該当する。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者の追加や狩猟免許の種類に係る変更

捕獲従事者を新たに追加する場合（既存の捕獲従事者に替えて新たに追加する場合を含む。）や、捕獲従事者の有する狩猟免許に変更がある場合（例えば、銃猟のみ

の捕獲従事者が新たにわな猟をする場合等) が該当する。

- ウ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、事業管理責任者の変更
- エ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、安全管理体制に関する事項の変更
- オ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、夜間銃猟の実施に関する事項の変更
- カ 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項

②変更の認定の方法・様式

法第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請書の様式については、様式 2-9 を参考とするものとする。変更の認定においては、変更があった事項のみを審査すればよく、直近の認定時の申請書類から変更のない書類については、その添付を省略することができる。変更の認定をした場合は、変更の認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名及び夜間銃猟の基準に適合する場合はその旨について、公示すること。

(2) 変更の届出

①変更の届出が必要となる場合

認定鳥獣捕獲等事業者は、以下のア～ウの事項を変更する場合は、認定を受けた都道府県知事に変更の届出を行う必要がある。

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更があった場合が該当する。

イ 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の一部変更（(1) アの鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）を除く。）

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類の一部をその対象から除外し、かつ、別の鳥獣の種類を追加を伴わない場合（例えば、これまでニホンジカとイノシシを対象として認定を受けていたが、イノシシを対象から外し、ニホンジカのみとする場合）、又は、鳥獣の捕獲等の方法の一部を廃止し、かつ、別の方法の追加を伴わない場合（例えば、これまで銃猟とわな猟について認定を受けていたが、わな猟をやめ、銃猟のみとする場合）が該当する。

ウ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更（6（1）

①イの捕獲従事者の追加及び狩猟免許の種類に係る変更を除く。）であって、変更後も捕獲従事者の数が施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 6 号及び規則第 19 条の 8 第 5 号の基準に適合することが明らかな場合（例えば、これまでわな猟の捕獲従事者が a、b、c、d、e、f の 6 名いたが、e、f の 2 名が退職して 4 名となり、新たな人員を加

えない場合。なお、新たな捕獲従事者 g を加える場合は変更の申請が必要。) が該当する。

②届出方法・様式

第 18 条の 7 第 3 項の規定に基づく変更の届出書は、様式 2-10 を参考とするものとする。変更の届出があった場合は、届け出た鳥獣捕獲等事業者の名称及び変更の届出があった旨について及び公示すること。

(3) 事業の廃止

法第 18 条の 7 第 4 項の規定に基づく認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書は、様式 2-11 を参考とするものとする。廃止の届出があった場合は、届け出た鳥獣捕獲等事業者の名称及び廃止の届出があった旨について公示すること。

6. 認定の更新

(1) 認定の更新の申請

法 18 条の 8 第 2 項の規定に基づく認定の有効期間の更新申請書は、様式 2-12 を参考とするものとする。

(2) 認定の更新の際の添付書類

前回申請時と同じ都道府県知事に申請する場合においては、前回申請時に提出した書類から変更がなく、更新の際に改めて提出させて確認する必要のない書類については、その添付を省略させることができる。ただし、研修の実施状況に関する報告書については必ず提出が必要であり、様式 2-13 を参考とするものとする。

認定審査に係る作業手順



